

令和3年 第3回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年3月15日(月) 午前9時00分～午前10時05分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 2階 音楽室
3. 出席委員数 13名
4. 欠席委員数 2名

会長	15番	衛藤 英教	出						
委員	1番	三代 忠佑	出	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄	出
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治	出
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣	出
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子	欠
	5番	小野不二夫	欠	10番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

_____ 6番 渡邊 丸美 _____ 7番 衛藤 講治 _____

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 藤田 美智
 係 員 工藤 俊夫 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第14号 現況証明(非農地証明)について
- (5) 議案第15号 豊後大野市農地利用最適化推進委員の辞任について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は13名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長をお願いいたします。

(1) 開 会

議長

みなさん、おはようございます。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和3年第3回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午前9時5分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長

日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、議長から指名します。6番 渡邊丸美 委員、7番 衛藤講治 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長

日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和3年第2回定例総会から本日の令和3年第3回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた1点について、資料1の下に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長

続いて、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読) 以上です。

議長

説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員

[ありません]の声あり

議長

質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長

これより、日程4の議事に入ります。

まず、「議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。

それでは提出者の説明を求めます。

農業振興課

農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願いたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求め。令和3年3月15日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和3年3月16日公告予定分を朗読)

以上です。

議長

提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、議案第11号の案件につきましては、1番委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、1番委員に退席をお願いします。

(とき、午前9時14分)

議長

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、これより質疑を許可します。

委員

[ありません]の声あり

議長

質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局

挙手全員です。

議長

挙手全員により、「議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は原案のとおり決定されました。

議長

1番委員の入室を認めます。

(とき、午前9時15分)

議長

ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。

(とき、午前9時16分)

議長 それでは、再開します。
 (とき、午前9時17分)

議長 次に「議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。
 「議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について」
 (議案書のとおり、番号1番から番号6番までの6案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号1番から番号6番までの6案件について、地区審査会の報告を求めます。まず、番号1番の1案件を3番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

3番委員 三重の後藤綾子です。3月5日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さん外2名から、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地は昨年まで譲渡人が耕作していましたが、体調が悪く、農地の管理が困難になったため、申請地付近で耕作を行っていた譲受人に相談しました。譲受人も自身の経営地に近く利便性が良い事から売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、1,015アールとなり、それぞれ下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号2番の1案件を7番 衛藤講治 委員にお願いいたします。

7番委員 7番、清川の衛藤講治です。3月4日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地は、耕作者がおらず荒廃が進んでいたため、譲受人が管理したいと思い、譲渡人に相談しました。譲渡人は市外在住で申請地の管理に困っていたため、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は104アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を12番 三宮憲治 委員にお願いいたします。

12番委員 緒方の三宮憲治です。3月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●区代表者●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地は中野区の共有地で、平成28年度から固定資産税の支払いが必要になった農地です。当初、●●●●外20名名義となっていました。今回、令和元年11月25日に●●●●区に所有権保存登記を行いました。その後、譲受人の祖父の代から管理を行ってきた申請地を売買することで

話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は123アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を6番 渡邊丸美 委員にお願いいたします。

6番委員 緒方の衛藤講治です。3月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さん・●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地は、耕作上利便性が良くなることから、譲受人の父が以前から経営してきた農地でした。この度、譲渡人に譲って欲しいと相談したところ、譲渡人も市外在住で、農地の管理が困難だったため、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は425アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号5番の1案件を8番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8番委員 朝地の小野伊八郎です。3月5日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。譲受人は、申請地を依頼され管理してきましたが、譲渡人よりもらってくれないかと相談があり、申請地が自身の経営地に近く、利便性が良いことから、贈与で話がまとまったため、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は112アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号6番の1案件を12番 衛藤英教、私の方から報告します。

議長 3月4日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 有限会社●●●● 代表取締役 ●●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は高齢のため、これまで申請地の利用権設定を行っていた譲受人に改めて購入して欲しいと相談し、売買で話がまとまったため、合意解約後、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は1,199アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第12号の番号1番から番号6番までの6案件について、これより質疑を許可します。

3番委員 3番、三重の後藤です。3番案件について、譲受人の住所が大分市ですが、耕作できるのでしょうか？

事務局 3番案件についてですが、昨年の6月にも同じ譲受人での3条案件があつて、同じく通作距離についての質問がありました。譲受人は、●●●●区に実家があり、そこを拠点に農業を行っていることから問題なしとしたところであります。

3番委員 わかりました。

議長 他に質疑はありませんか。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第12号の番号1番から番号6番までの6案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第12号の番号1番から番号6番までの6案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号6番までの6案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号5番までの5案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。まず、番号1番の1案件を3番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

3番委員 三重の後藤綾子です。3月5日に行いました 三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は現在、三重町内の借家にて両親と弟の4人で生活していますが、手狭になってきたため、職場のある三重町内で家族で生活する住宅の新築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、面積で話がまとまらず断念していたところ、申請地を見つけ、譲渡人に相談しました。譲渡人も市外在住で農地の管理が困難だったため、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分は第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号2番から番号4番までの3案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9番委員 三重の久保田直宏です。3月5日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借人 ●●●●さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。貸人と借人は親子です。借人は現在、大分市内の借家で生活していますが、4月に妻の出産を控え、手狭になることから、両親のお世話もあり、実家周辺で住宅の新築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、費用の面で話がまとまらず断念していたところ、申請地が候補に挙がり、貸人と相談した結果、使用貸借で話がまとまり、必要最低限で分筆後に申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分 第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、杉苗の生産販売等を行う有限会社●●●●の代表取締役を務めており、申請地近接地でも農地中間管理事業等を利用して杉苗の栽培を行っています。現在、資材置場等として利用している土地が経営地から離れたところにあり、近くに移設する計画を立て、農地以外の土地を探しましたが、経営地付近で土地が見つからず断念していたところ、申請地を見つけ、譲渡人に相談しました。審査の結果、許可基準の農地区分 第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は現在、三重町内の実家にて両親を含めた6人で生活していますが、手狭になってきたため、実家周辺で住宅の新築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、実家からの距離や面積で話がまとまらず断念していたところ、申請地が候補に挙がり譲渡人と相談した結果、譲渡人も農業を行っておらず管理に苦慮していたため、贈与で話がまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分 第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため許可できるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号5番の1案件を4番 木村滋一朗 委員にお願いいたします。

4番委員 4番、千歳の木村滋一朗です。3月4日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、現在、市内の借家に家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い住居が手狭になってきたため

住宅の新築を計画しました。子供の通学に利便性が良く、実家や兄弟の家に近い場所で農地以外の土地を探しましたが、適当な土地が見つからず断念していたところ、申請地を見つけました。譲渡人と相談した結果、譲渡人も県外在住のため農地の管理に苦慮していたことから売買することで話がまとまり、必要最低限で分筆及び農振除外後に申請を行ったものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分 第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第13号の番号1番から番号5番までの5案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第13号の番号1番から番号5番までの5案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第13号の番号1番から番号5番までの5案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号5番までの5案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第14号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の4ページをご覧ください。
「議案第14号 現況証明（非農地証明）について」
(議案書のとおり、番号1番から番号10番までの10案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号10番までの10案件について、地区審査会の報告を求めます。番号1番から番号3番までの3案件を10番 工藤幸市 委員にお願いいたします。

10番委員 三重の工藤幸市です。3月5日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、農地法第5条許可を得て転用を行った土地で、現況は牛舎となっておりますが、当時の許可書がなく地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。周囲への影響については、十分な転

圧及びバラス敷き並びにコンクリート舗装により土砂の流出を防いでおり、建物は境から離して建築しているため、周囲への影響は認められません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号2番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、亡父が農地法第4条許可を取得せずに転用を行った土地ですが、建築後20年以上経過しており、現況は農業用倉庫となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号3番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、農地法第4条許可を取得せずに転用を行った土地ですが、転用後20年以上経過しており、現況は駐車場用地となっているため申請したものです。判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9番委員 三重の久保田直宏です。3月5日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、亡父が農地法第4条許可を取得せずに転用を行った土地ですが、植林後20年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に耕作している農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 次に、番号5番から番号10番までの6案件を2番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

2番委員 緒方の麻生祐三子です。3月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番から番号10番までの6案件につきましては、関連があり、委任状が提出されていることから、一括して報告します。番号5番の案件については、申請者 ●●●●●さんの、番号6番の案件については、申請者 ●●●●●さんの、番号7番の案件については、申請者 ●●●●●さんの、番号8番の案件については、申請者 ●●●●●さんの、番号9番の案件については、申請者 ●●●●●さんの、番号10番の案件については、申請者 ●●●●●さんの、それぞれ非農地証明願いについてであります。申請地は、山際の農地で、耕作に不向きであったため、それぞれ15年から50年以上耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断さ

れるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 14 号の番号 1 番から番号 10 番までの 10 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 14 号の番号 1 番から番号 10 番までの 10 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 14 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 10 番までの 10 案件については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第 15 号 豊後大野市農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します。別紙議案書をご覧ください。
「議案第 15 号 豊後大野市農地利用最適化推進委員の辞任について」
(議案書のとおり朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 15 号 豊後大野市農地利用最適化推進委員の辞任について」は、原案のとおり決定されました。

議長 これをもちまして、令和 3 年第 3 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午前 10 時 5 分)

議事録署名委員 6番委員 渡邊丸美

” 7番委員 衛藤謙治
